

主 文

原判決中、被告人九名に関する部分を破棄する。  
被告人A1を懲役五月に処し、この裁判が確定した日から一年間右の刑の執行を猶予する。

被告人A2を罰金一万円に、同A3を罰金三万円に、同A4を罰金一万円に、同A5を罰金三万円に、同A6を罰金三万円に、同A7を罰金二万円に、同A8を罰金二万円に処し、右被告人七名においてその罰金を完納することができないときは、それぞれ金二千元を一日に換算した期間、その被告人を労役場に留置する。

被告人A9は無罪。

理 由

本件各控訴の趣意は、弁護士今永博彬らが提出した控訴趣意書（ただし、一〇九頁七行目中「同A9」、一一〇頁三行目から七行目まで、及び、一一三頁から一一九頁までを除き、又、被告人A1の控訴趣意については、事実の誤認をも主張するものである旨釈明した。）、被告人A1、同A4、同A9、同A5、及び、同A6がそれぞれ提出した控訴趣意書、並びに弁護士今永博彬らが提出した控訴趣意補充書、及び、控訴趣意補充書（二）に記載されたとおりであり、これらに対する答弁は、検察官蒲原大輔提出の答弁書、及び、同相澤重一提出の答弁補充書に記載されたとおりであるから、これらを引用する。

はじめに

論旨はきわめて広汎かつ多岐にわたっているので、適宜これらを整理し、事案に即して必要な限度において判断を加えることとする。

第一 各控訴趣意中、本件各公訴提起手続が違法無効である旨の主張について

本件各公訴事実は、

1 被告人A1については、昭和二五年東京都条例第四四号集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（以下「本条例」という。）三条一項但書の規定による条件に違反して行われている集団示威運動の参加者に対し、警視庁第五機動隊所属の警官隊が本条例四条の規定による制止措置をしている際、氏名不詳の若者が右警官隊に向かって投石したのを現認した丸の内警察署巡查B1が右氏名不詳者を公務執行妨害の現行犯人として逮捕するため、その手を押さえている最中、原審相被告人A10が右逮捕を妨害するため同巡查に暴行を加えたので、その場で直ちに公務執行妨害の現行犯人として逮捕され、丸の内警察署巡查B2が運転する同署所属無線警ら自動車に乗せられ同署に連行されている最中、被告人A1が右連行を妨害するため右自動車にコンクリート片を投げ付けてこれを損壊したので、右投石行為を現認した丸の内警察署巡查B3が同被告人を公務執行妨害の現行犯人として逮捕するため、警察官である旨を告げて同被告人の腕を掴んでいる最中、同被告人は逮捕を免れるため同巡查に暴行を加えて負傷させたものであるというのであり、

2 被告人A9については、本条例三条一項但書の規定による条件に違反して行われている集団示威運動の参加者に対し警視庁第一機動隊所属の警官隊が本条例四条の規定による制止措置をしている際、右集団示威運動に参加している被告人A9は同機動隊巡查B4に暴行を加えて負傷させたものであるというのであり、

3 その余の各被告人については、いずれも、本条例一条本文の規定による許可を受けないで、又は、本条例三条一項但書の規定による条件に違反して、行われた集団行進又は集団示威運動を指導したものであるというのである。

ところで、以上の各集団行動はすべて政治的暴力行為防止法案（以下「政防法案」という。）に対する反対意思の表明と政防法案の国会通過阻止とを目的とする大衆行動の一環として行われたものであることは、原審で取り調べられた関係各証隊によつて明らかであるけれども、警視庁第一機動隊及び同第五機動隊所属警官隊によつて行われた前記各制止措置や本件各被告人に対する検挙活動及び捜査活動並びに本件各公訴提起はいずれも、所論のような本件大衆行動を弾圧しようという意図で、恣意的に行われたものではなく、捜査官として合理的根拠に基づく適正妥当な判断の下で行われたことが明らかで、一件記録を精査検討しても、警察官や検察官の以上の各行動が警察権や検察権の運用上違法不当であつたことをうかがわせるような事情は見出せない。

従つて、本件各公訴提起手続に違法不当な点はなく、原審が公訴を受理して実体判決をしたのは正当で、論旨は理由がない。

第二 被告人A8についての控訴趣意中審判の請求を受けない事件について判決をした旨の主張について

被告人A8に対する起訴状並びに原審第二回公判期日における検察官の主張の明及び事実同第八回公判期日における検察官の冒頭陳述による昭和三六年六月二日午後五時ころから大衆が東京都千代田区永田町二丁目一議員会館（以下「第一会館」という。）前広場（右会館への出入者も含む一般人が通路や駐車場として使用している国有地）及びその付近の道路に陸続として参集し、その人数は同日午後五時三〇分ころには約三千人になり、同日午後七時三〇分ころには約六千人に達したが、これらの大衆は同日午後五時三〇分ころから同日午後八時二〇分ころまで、右遅足行進を誘導したと判示している。しかし原判決は右判示に約一九分ころから同日午後七時二六分ころまでの間に行われたものであることを見たと記載すべきところを「午後七時一九分頃まで」と誤記したに過ぎないことが明らかであり、従つて、原判決は審判の請求を認めない事件について判決をしたものではないといふべきであるから、論旨は理由がない。

### 第三 各控訴趣意中、事実誤認の主張について

#### 一 被告人A1について

原審で取り調べられた関係各証拠によると、被告人A1は、原審相被告人A10が昭和三六年五月二〇日午後八時四〇分ころ、東京都千代田区b c丁目d番地国鉄B10駅B11口の都電B10駅B12口停留所の付近で警察官に逮捕され同駅B13口構内タクシー駐車場に駐車していた警ら自動車（一見して警視庁所属警ら自動車であることが分かるように塗装されているもの）に乗せられ、右自動車が上部赤色灯を点灯しサイレンを吹鳴しながら約二〇キロメートル毎時の速さで同日午後八時五〇分ころ前記タクシー駐車場の南側の車道（国鉄B10駅B14口車道）を走行しているのを目撃し、右A10がパトカーで連行されるのを妨害しようと考え、右自動車のすぐ左側の車道上から車体目掛けて鶏卵大コンクリート塊を投げ付け、これを右自動車の左後扉外面に命中させたこと、そのとき右自動車は丸の内警察署巡査B2が、公務執行妨害の現行犯人として逮捕された前記A10を丸の内警察署に引致している同署巡査B1を乗せて運転していたところ、被告人A1は前記暴行により右B2巡査のこの職務の執行を妨害したこと、右自動車は丸の内警察署配置の国有無線警ら自動車けいし五四号（八た〇六八三号）で、同署警ら課長B15がこれを管理していたものであるが、同被告人は前記暴行により、右自動車をその左後扉外面に縦約六センチメートル横約八センチメートルの凹損を生じさせて損壊したこと、並びに、丸の内警察署公安係巡査B3は同被告人の前記暴行を目撃したので同被告人を公務執行妨害の現行犯人として逮捕するため、右暴行の直後同被告人に「警察の者だ。」と大声で叫びながら抱き付こうとしたが、その際同被告人は逮捕を免れるため同巡査に対し、手拳で顔面を数回殴打したり左大腿部を蹴つたりするといふ暴行を加え、もつて同巡査の右の職務の執行を妨害し、かつ、右暴行により同巡査に約一週間の加療を要する顔面打撲傷及び左大腿打撲の傷害を負わせたことを優に肯認することができ、当審における事実の取調べの結果によつても、右認定は左右されないから、原判決には所論のような事実の誤認はなく、論旨は理由がない。

#### 二 被告人A2、同A3及び同A4について

原審で取り調べられた関係各証拠によると、本件大衆行動の一環として昭和三六年六月二日午後五時ころから大衆が東京都千代田区永田町二丁目一議員会館（以下「第一会館」という。）前広場（右会館への出入者も含む一般人が通路や駐車場として使用している国有地）及びその付近の道路に陸続として参集し、その人数は同日午後五時三〇分ころには約三千人になり、同日午後七時三〇分ころには約六千人に達したが、これらの大衆は同日午後五時三〇分ころから同日午後八時二〇分ころまで、右遅足行進を誘導したと判示している。しかし原判決は右判示に約一九分ころから同日午後七時二六分ころまでの間に行われたものであることを見たと記載すべきところを「午後七時一九分頃まで」と誤記したに過ぎないことが明らかであり、従つて、原判決は審判の請求を認めない事件について判決をしたものではないといふべきであるから、論旨は理由がない。

後七時三〇分ころまでの間、集団をなし、一斉に「政暴法反」とか「安保条約  
反対」とか「池田渡米反対」とかのシユプレヒコールを繰り上げて、唱和し、安  
議館前広場やその付近の道路に座り込んだりして、暴行を繰り上げ、安  
示威運動をしたが、これは本条例一条本文の規定によるものであり、又、警視庁  
ものであること、被告人A2、同A3及び同A4は同日午後五時ころから同日午後  
六時ころまでの間に相前後して、右議員会館前広場に配置された自動車を  
型宣伝車（当日、B17の本部車として使用されているが、当時被告人A2は本  
示威運動が行われている間右宣伝車内にいたものであるが、常任幹事兼組織部長  
大衆行動においてB17と共同歩調を取つていたB18の、被告人A4は本件大衆行  
り、被告人A3はB17事務局次長であり、被告人A4は本件大衆行動においてB  
17と共同歩調を取つていた、B19の事務局次長であり、被告人A3は同日午後  
五時三〇分ころ前記宣伝車屋上デツキから前記大衆に対し、「私にはB17事務局長  
のA3であるが、政防法案の国会通過を阻止するため、これからはこの集會を  
が、この集會の全責任はこのA3が負う。」と呼び掛け、もつて、その後同被  
が前記大衆を掌握指揮することとなり、右呼掛けをきつかけとして前記大衆は同日  
午後七時三〇分ころまでの間その場で集會を開き、その間、B20党B21会  
長国会議員B22、B23党国会議員B24、B20党B21会事務局局長国会議員  
B25及びB23党国会議員B26が順次前記宣伝車屋上デツキから前記大衆に  
し国会情勢報告や政防法案反対演説をしたが、右各演説の間は大衆は前記集  
示威運動をしたこと、被告人A2及び同A4はB25の演説の開始前、同日午後  
五〇分ころ宣伝車屋上デツキで被告人A3と合流し、遅くともこの時点におい  
右被告人三名の間で、今後大衆の指導は右被告人三名が共同して行う旨の共  
が成立したと認められること、並びに被告人A3は右共謀の前後を通じ同日午  
時三〇分ころから前記集団示威運動を指導し、シユプレヒコールの音頭を取  
り、大衆に対し、その所属団体ごとにも位置を指示し、座込みの指示をし、「警  
の挑発に乗らないようがつちり組んでもらいたい。」と注意を与え、更にB22  
及びB24の演説に当たり紹介や司会の労をとり、被告人A4はB25及びB26  
の演説に当たり紹介や司会の労をとり、被告人A2は大衆に対し座込みの指  
し、シユプレヒコールの音頭を取り、もつて右被告人兩名も前記共謀に基  
ぞれ右集団示威運動の掌握指揮に当たつたものであることを、原審で取り調  
た関係各証拠によつて、優に肯認することができ、当審における事実の取調  
果によつても、右認定は左右されない。これと同じ事実を認定した原  
のような事実の誤認はないから、論旨は理由がない。

### 三 被告人A5について

原審で取り調べられた関係各証拠によると、昭和三六年六月二日夕刻前記議員会  
館前広場及びその付近路上における前記集団示威運動に参加した者として右集  
動が行われていたころ右議員会館の裏門の付近に蟻集していた労働者組  
ら成る約八五〇〇名の者が東京都千代田区永田町二丁目五七番地日枝神社  
団をなしてたむろしていたところ、同日午後九時ころ被告人A5が同神社の  
に駐車中のB27組合宣伝車後部デツキから右集団に対し「国会から日枝神社に  
るときには日枝神社で総決起大会を開き、それから行動に移ると伝達しけれ  
も、立地条件その他を考慮すると、不相当と思われるから、ただいまよりこ  
新橋まで行進した上で流れ解散することにするが、この予定に不満がある人  
ぐ、ここから帰つてもらいたい。」と指示し、これに基づき、右集団は同日  
時ころから同日午後一時ころまでの間日枝神社赤坂参道大鳥居付近から溜池、  
の門及び田村町一丁目の各都電停留所を経て同都中央区銀座西八丁目六番  
査派出所付近に至る道路で、ほぼ五梯団に分かれて集団で行進し、右行進  
「池田を倒せ。」とか「政暴法反対」とかの文言を一斉に唱和してシユプレ  
ルをしたり、車道いつぱいに広がり両手をつなぎながら行進するフランスデ  
たりして集団示威運動をしたこと、右集団示威運動は本条例一条本文の規  
許可を受けないで行われたものであり、又、警視庁当局の規制や周囲の状  
むを得ず行われたものではなく、もつぱら、同被告人の前記指示をきつけ  
的に行われたものであること、並びに、同被告人は当時B18幹事として、  
示威運動の開始に当たり前記集団に対し前記指示をし、更に行進の際、先  
前方を進行中の宣伝車の後部デツキ、又は、先頭梯団の先頭部において、  
ヒコールの音頭を取つたり、行進の整理や誘導をしたりして前記集団示  
握指揮したことを優に肯認することができ、当審における事実の取調の結  
つても、右認定は左右されない。これと同じ事実を認定した原判決には所論の

な事実の誤認はないから、論旨は理由がない。

四 被告人A7及び同A6について

原審で取り調べられた関係各証拠によれば、昭和三年六月三日国立劇場建設予  
定地から衆議院南通用門付近、衆議院第二、第三議員会館前との間の道路において、更に、同日  
午後六時二七分ころから数分間e交差点において、それぞれ、蛇行進及び渦巻行進  
をしたこと並びに、右の蛇行進や渦巻行進はすべて、B28所屬学生B29の指示を  
に基づき前記梯団中の学生ら数十名から成る行動隊が道路いつぱいに広がって輪  
を作り、その輪の中でB29と当時B28加盟のB30大学B31部自治会委員長で  
あつたB32と当時B28加盟のB33大学の自治会に所屬していた被告人A6との  
三名がそれぞれ身振りなどで行進を誘導し、更に、当時B28全国代表委員であ  
つた被告人A7が右の輪の先頭列外にあつて、行進を指揮掌握することによつて  
たものであることが明らかであり、従つて、右被告人兩名とB32及びB29との  
四名が共謀の上、前記条件違反の集団行動を掌握指揮したものであること  
を認めることができ、2又、B28所屬の学生など約二千人から成る前記梯団は、東  
京都千代田区f町g丁目h番地iビル前に到達するまではB17所屬の各団  
体と分かれ、前記政暴法  
紛砕全国統一行動から離脱し、同日午後六時五五分ころ右東京生命ビル前におい  
て、B17が決めていた進行方向と異なるB34方面に向かつて進路を取つた上、  
銀座四丁目、京橋及び本町通り三丁目の各交差点を経て国鉄B10駅B11口に至  
る道路において、行動隊と本隊とに分かれ行動隊が先頭を占め、車道いつぱいに  
広がつたり、右各交差点で行動隊が交差点いつぱいに人の輪を作り本隊が蛇行  
進や渦巻行進をしたりして、政防法反対の集団示威運動をしたが、これは本  
条第一條本文の規定による許可を受けないで行われたものであるところ、被告  
人A6は前記東京生命ビル前路上で右梯団の先頭列外から右梯団の構成員に  
対しB34方面に進行すよう両手で指示し、その後は右行動隊と本隊との中間  
に位置し右集団の行進を誘導し、前記各交差点において、行動隊に指示して  
交差点いつぱいに人の輪を作らせ上、その輪の中から本隊構成員に対し、  
両手を腰から上に上げながら「わつしよ、わつしよ」と声を掛けたりして  
右蛇行進や渦巻行進を指揮誘導し、もつて、右無許可集団示威運動を掌握  
指揮したことを優に肯認することができるが、当審における事実の取調べの  
結果によつても、右各認定は左右されない。原判決には所論のよ  
うな事実の誤認はなく、論旨はいずれも理由がない。

五 被告人A8について

原審で取り調べられた関係各証拠によると、B17が主催したB5組合が参加した  
政防法粉砕第二波全国統一行動が昭和三年六月六日に行われたが、右の集団行動に  
つきB17事務局次長から同月五日日本条第一條本文の規定による許可の申請があ  
り、これによると右統一行動は国立劇場予定地に集合し集會を待つ間道路上で集  
団を行つた上、館東側を経てB6公園B7門から同公園内に入り解散するまで園外に出  
た上、jに至るまでの道路上で集団示威運動を行うという集団行動とに分かれ、各  
別に許可申請の維持のため警察官の指示に従つて行進し、かつ、行進は秩序正しく行  
い、ことさらな足、停止等交通秩序をみだす行為をしてはならないという条件で、  
後者に従つて行進は六列縦隊とし、行進は警察官の指示に従つて平穩に秩序正  
しく行い、遅足行進又はことさらな停滞等交通秩序をみだす行為をしてはな  
らないという条件で、右各申請が許可されていたこと、B5組合員約七〇〇名か  
ら成る集団は右統一行動に参加し、右行動中街頭行進の際に先頭梯団として  
国立劇場予定地を出発した後同月六日午後八時ころB6公園外、B7門前の  
地点に到着し、そこでいつたん立ち止まつた後行進を開始したが、同公園内  
に入らないまま、園外の道路を行進し、B8門前、a交差点、kビル付近及び  
lビル付近を経てjまでの間に至る間の車道上を集団で行進したが、その間、  
同日午後八時二八分ころa交差点の手前で、同交差点の交通信号機が右  
集団に対し赤色の停止信号を示していたにもかかわらず、これを無視し

て右集団の先頭部約三〇〇名が同交差点内に進入し右交差点内で約三分間座り込み、更に右集団約七〇〇名は同日午後八時三〇分ころ右交差点を過ぎてから間もな  
いころからkビル付近に至るまでの間に、車道いつぱい進行する約三〇列の  
隊形となり、かつ、横に広げた両手をそれぞれ握り合って進行する約三〇〇名の者  
デモを行い、又、同日午後八時四〇分ころkビルの付近で右集団中約三〇〇名の者  
が約三分間車道上に座り込み、もつて、許可条件違反行為をしたこと、右座り込み  
及びフランスデモは、そうしなければならぬような事情が何もないのに、被告人  
A8の指揮により、わざと、行われたもので、同被告人はB7門前での前記進行開  
始からkビル付近までの前記座り込みまでの間右集団の先頭部付近に位置して右集  
団に対し、座り込みの際には手を下げ、フランスデモの際には両手を広げ、動作に  
よる合図で、発進、座り込み、行進隊形及び行進方法を指示し、以上の条件違反集  
団行動を指導したこと、並びに、右条件違反の行動のため、その付近の道路におけ  
る交通が円滑を欠くに至つたのであるが、同被告人はかかる交通混乱の発生を予期  
しながら以上の指導行為をしていたものであることを、原判決挙示の関係各証拠に  
より優に肯認することができ、当審における事実の取調べの結果によつても右認定  
は左右されない（もつとも、原判決は、同日午後八時一九分ころから八時二六分こ  
ろまでの間右集団がB6公園B7門前からa交差点までの約一〇〇メートルの道路  
を約七分かかる遅足行進をしたと認定しているけれども、右の区間が二〇〇メー  
トル以上もあることは公知の事実であり、原審で取り調べられた関係各証拠を仔細  
点検しても、その間右集団が原判示のような遅足行進をしたとの事実は認められ  
ない。しかし、この点の事実の誤認は、本文記載の条件違反行為と包括一罪の関  
係にある、ごく一部の条件違反行為についての事実の誤認に過ぎないから、判決に  
を及ぼすことが明らかであるとはいえない。）。それゆえ、論旨は結局理由がな  
い。

#### 六 被告人A9について

所論にかんがみ、まず、被告人A9が原判示第三の日時場所で警視庁第一機動隊  
巡査B4に対し原判示のような暴行を加えたことが認められるか否かについて検討  
してみると、

1 原審で取り調べられた関係各証拠によれば、被告人A9は昭和三六年五月三  
日B6公園から国鉄B10駅B11口に至る道路で行われた集団示威運動に参加  
し、木製プラカード一本を手にして東京都千代田区b三丁目五番地東京都庁第二本  
庁舎東側都電通りをB35組員約一〇〇名と共に梯団を組みm方面から鍛冶橋交差  
点方面に向かつて進行していたところ、同日午後八時ころ右梯団が高速道路出口付  
近に差し掛かった際、警視庁第一機動隊長B36が、右梯団の行進方法は前記集団  
示威運動に対し本条例三条一項但書の規定により付けられている条件に違反してい  
ると判断し、同機動隊所属警察官B4を含む約一〇名の警察官にその制止を命じ、  
これに応じ、右B4ら約一〇名の警察官が同日午後八時一〇分ころ前記高速道路出  
口から鍛冶橋交差点までの車道上で右梯団構成員に対し警告や制止をした際右梯団  
構成員中の一名の者が所携の木製プラカード一本の板の部分で右B4の頭部及び右  
肘部を殴り付け（ただし、右肘部については、B4が頭部をかばうため右手を頭上  
にかざした際、右プラカードがB4の右肘部に当たつたものである。）、その結果  
同人が加療約一週間を要する右肘部打撲の傷害を受けたこと、及び、そのころ右B  
4のそばに駆け付けた警視庁第一機動隊所属警察官B37が被告人A9を、B4に  
対し前記暴行を加えた現行犯人として、逮捕したことが認められ、当審における事  
実の取調べの結果によつても、右認定は左右され得ない。

2 そこで、B4に対し前記暴行を加えた人物と被告人A9とが同一人物である  
と認められるか否かについて考えてみるに、前記B37は原審において証人とし  
て、B37は被告人A9がプラカードの板の部分でB4を殴り付けているのを目撃  
したので被告人A9を逮捕したと述べ、更に、その際被告人A9はB4と向かい合  
つて右暴行を加えており、この兩名の間にはだれもいなかつたから、被逮捕者すな  
わち被告人A9と暴行者との同一性につきB37が誤認するはずはないと断言して  
いるけれども、原審で取り調べた関係各証拠、ことに証人B4の原審供述による  
と、B4は前記暴行を受けた際、約六列の縦隊で北進中の前記梯団の最東端の列を  
組成している者のうち先頭から二、三人目の人物の方を向いて（西方を向いて）、  
その人物の身体に手を掛けており、その際正面から（すなわち西方から）長さ約一  
二〇センチメートルの棒の最上端とそこから約五〇センチメートル下方のところと  
の間に高さ約五〇センチメートル横約七〇センチメートルの板を打ち付けたプラカ  
ードの板の部分で頭部を前記のとおり殴られたもので、従つて、殴打者は（B4は

右暴行の最中、相手の顔を確認していなかつたが) 右梯団の東端より二、三人奥の方(西方)に位置していたと思われるところ、その当時被告人A9は右梯団の最前列(北端)の右端(東端)に位置し、その付近には数名の者が木製プラカードを手にしており、これらの者の中にも警官隊に対し右プラカードで襲い掛かつた、又は、襲い掛かろうとしていた者があつたことが認められ、この認定事実には、B4に対し前記暴行を加えた人物と被告人A9とは同一人物ではなかつたかも知れず、B37がこれを同一人物と判断したのは混乱の際の誤認であつたかも知れないとの合理的疑惑があり、当審で念のため取り調べた証人B38、同B37、同B4、同B36の各証言及び被告人A9の被告人質問の結果を仔細に点検してみても右の疑惑を払拭することができず、他に被告人A9がB4に暴行を加えたことを肯認するに足る証拠はない。

3 してみると、被告人A9がB4に暴行を加えた旨の認定をした原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認があるといわざるを得ないから、この点で、原判決は破棄を免れず、論旨は理由がある。

第四、各控訴趣意中、本条例が違憲無効の法令である旨の主張について

一 被告人A1との所為の関係において

被告人A1については、原審で取り調べられた関係各証拠によれば、昭和三六年五月二〇日午後八時ころから東京都千代田区b.c.丁目d番地国鉄B10駅B11口の都電B10駅B12口停留所の付近で警視庁第五機動隊所属警官隊が当日本件大衆行動の一環としてB17の主催により行われていた集団示威運動の参加者に対し、右集団示威運動につき本条例三條一項但書の規定により付されている条件のとおり、国鉄B10駅B12口で到着順に平穩に流れ解散するのを確保するため、本条例四條の規定により警告や制止をしている際同駅B12口乗車口の東側歩道の東端付近にいた黒色学生服の氏名不詳者(若い男性)が右警官隊に向かつて投石し、これを現認した丸の内警察署巡查B1が直ちに前記都電停留所の付近で右氏名不詳者の右手首を掴み同人を公務執行妨害の現行犯人として逮捕しようとしていると聞き、これを目撃した原審相被告人A10が右逮捕を妨害するため同巡查の左胸付近に体当たりし、更に右氏名不詳者を掴んでいる同巡查の左腕を右氏名不詳者の身体から引き離したので、同巡查は直ちに丸の内警察署巡查B39の協力の下にA10を前記都電停留所の付近で公務執行妨害の現行犯人として逮捕したところ、右逮捕及びこれに続く連行を目撃して、これに憤慨した被告人A1が、警察官に對する日頃の反感も手伝つて、前記第三の一のとおり、の犯行に及んだものであることが明らかであり、当審における事実の取調べの結果によつても右認定は左右されないとしてみると、右の事実関係の下においては、事件の発端となつた警察官の警告制止が憲法に適合しているか否かの問題、すなわち本条例が違憲無効の法令であるか否かの問題は、同被告人の罪責の有無及び程度を判断するにつき、余りにも遠く、法律上の関連性がないといふべきであるから、同被告人に對する関係では、この問題につき判断を加えないこととする。

二 その他の被告人らの所為との関係において

1 集会、集団行進、集団示威運動(以下、「集団行動」という。)とは、多数人が集団として一定の日時・場所に参集し主催者もしくは主催団体の計画に従い、政治、経済、労働問題、世界観等に関する主張、要求、観念等を力強く一般大衆又は当局に訴えてその賛成を得るべく集团的に行動するものであつて、その反応によつて社会内に存在する多様な意見を知る有力な手段であり、さらに、市民運動のデモ等で顕著なように、それに賛同する者が直ちに参加することができるものであること、すなわち、集団行動を行う者と一般大衆との間には、表現する者と迷惑する者という関係だけが唯一つ成り立つのではなく、相互の意見交流と参加が即時的に可能であるという、マスコミ等には期待しえない優れた知的コミュニケーションの環も成り立つ重要な機能をもつのである。集団行動のこのような本質にかんがみ、憲法二一條、一一條は「一切の表現の自由」の一形態である集团的表現の自由を民主国家において国民の享有する基本的人権の根幹としてこれに優越的地位を与えている。すべて国民は、個人として尊重される(憲法一三條)ばかりでなく、集団としても尊重され(同二一條)、政治、経済、文化、思想、市民等の各種団体を結成する自由及び集団として行動する自由を保障されているのであり、国民はこれを自助の精神により不斷の努力によつて保持しなければならぬとともに、これを濫用することなく、公共の福祉のために利用する責任を負つていなければならない(同二一條)。ここに公共の福祉というのは集団行動を外部的に制約する原理ではなく、すべての基本的人権に当然に内在している制約の総和に外ならない。公共の福祉とは

われわれ国民が一定の秩序の下に「一切の表現の自由」をはじめもろもろの基本的  
人権ができるかぎり円満に保障され、国民のすべてが国家のおかれもろもろの基本的  
件の下で、できる限り人間らしい生活を営み、勤労と平安の毎日を送り、しなか  
いで文化の蒼空から心の糧を得られるような状態にあることを意味するのであ  
かようにして表現の形態である集団行動が濫用をたしなめる場では、あらかじ  
又は地方公共団体の立法機関が適正な手続をふんで合理的明確な構成要件を定  
刑罰法規により司法手続によつて事後的に処理されるのが建前であるべきで、こ  
とは異なり、予め一定の内容及び方法を国や地方公共団体が禁止し、それを刑罰に  
よつて強制するのは、憲法二一条二項が検閲を禁止している法の旨にそわな  
同項が出版物の検閲を絶対に禁止しているのは、出版の自由が行政機関の事前取  
によつて圧迫されることのないようにする趣旨であつて、その精神は出版だけな  
く、同一の目的の他の手段である言論や集団行動についても類推されるべき  
る。

ただ、集団行動の特質すなわち、場所が公共の用に供される公園、広場、道路で  
ある場合にその行動に参加しない第三者の社会生活に直接の影響を及ぼす面がある  
こと及び同時に同じ場所で集団行動が企画されたような場合に他の集団行動との利  
用調整をする必要があることが考えられる。そのような場合になんらかの事前抑制  
が加えられなければならないことはもちろんであるが、それにつきいかなる範囲と  
程度、方法において事前の規制を行うか、その合理的かつ明確な基準はなにかとい  
うことがまさに問題なのである。

周知のように全国各地に行われている公安条例については、当初から合憲・違憲  
が論議され、本条例についてもその憲法適否が争われていたところ、（一）新潟県  
条例に関する昭和二九年一月二四日最高裁判所大法廷判決（刑集八巻一一号一八  
六六頁）、（二）東京都条例に関する昭和三五年七月二〇日最高裁判所大法廷判決  
（刑集一四巻九号一二四三頁）、（三）近くは徳島市条例に関する昭和五〇年九月  
一〇日最高裁判所大法廷判決（刑集二九巻八号四八九頁）等によつてこれが憲法二  
一条等に違反するものでないとは判断されて今日に至つてい。原判決も右（二）の  
大法廷判決の趣旨をともしゅうし、敷えんするものである。右（二）の大法廷判決  
は、「集団行動による表現の自由に関するかぎり、いわゆる公安条例を以て、地方  
的情况その他諸般の事情を十分考慮に入れ、不測の事態に備え、法と秩序を維持す  
るに必要かつ最小限度の措置を事前に講ずることはけだし止むを得ない次第であ  
る」とし、如何なる程度の措置が必要かつ最小限度のものとして是認できるかの判  
断は「条例全体の精神を実質的かつ有機的に考察しなければならない」と前提して  
本条例の検討に入り、集団行動に関しては、教課的、慣例的な行事を除き、公安委  
員会の許可が要求されているが（一条）、公安委員会は集団行動の実施が「公共の  
安寧を保持する上に直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合の外はこれを許可  
しなければならない（三条）、すなわち許可が義務づけられており、不許可の場合  
が厳格に制限されているのであるから、この許可制はその実質において届出制とこ  
となるところがない」とし、不許可処分をするについて事情の認定が「公安委員  
会の裁量に属することは、それが諸般の状況を具体的に検討、考量して判断すべ  
き性質の事項であることから見て当然である。」とし、おわりに、「もつとも本条  
例といえども、その運用の如何によつて憲法二一条の保障する表現の自由の保障を  
危険を絶対に包蔵しないとはいえない。条例の運用にあたる公安委員会が権限を  
濫用し、公共の安寧の保持を口実にし、平穩で秩序ある集団行動まで抑圧するこ  
とのないよう極力戒心すべきことはもちろんである。しかし濫用の虞れがあり得る  
からいつて、本条例を違憲とすることは失当である。」として、本条例を合憲と  
しつ、運用が濫用にわたらないよう強く戒めているのである。

そこで、本件各控訴趣意にかんがみ原判決の当否を判断するよすがとして右大法  
廷判決について考えてみると、集団行動の許可を決定する基準となるものは本条  
例三条一項のみであつて、右判文にいう「有機的に考察しなければならない」と  
される規定は他にほとんど見当たらないのであり、わずかに三条三項に、許可の  
取り消し又は許可条件の変更について、公共の安寧を保持するため緊急の必要が  
あると認められるに至つたときにできるとされているにとどまるのであるから、  
本条例は公安委員会に右の大方針を示して包括委任したと認められるわけであ  
る。そこで公安委員会としては、下部機構を整備し、運用指針を設けて、個々  
の申請に対処し迅速かつ能率的に事務を処理する必要から、権限委任に関する規  
程、訓令ならびに条例の取扱いに関する昭和三五年一月八日東京都公安委員  
会決定、同年一月二八日警視總監通達が定められており、これらを綜合すれば  
ある程度その趣旨を読み

とることができるが、これらに基づいて、本条例の運用の実態を検討してみると、民主政治存立の基礎条件である集団行動による政治的行動等の自由を正面から取締の対象として、事前に規制しようとする態度が看取されるのであるがそのような態度は、大衆は暴民化するものだという先入観の下に頭から政治運動や労働運動を危険視し、その他の集会やパレードと区別して取扱おうとする点で、警察国家的な発想に立っているとの批判を免れない。このような発想は原判決にも数多く見られる。その二、三を指摘すると、

(1) 原判決は、本条例が憲法二一条に違反しないとする理由として、表現の自由は「意見の表明」の将内の行動の保障にとどまり、それを越えて「表明された意見の実現・貫徹」までも保障するものでないという制約がある、表明された意見の実現、貫徹は現行憲法のもとでは代議制民主主義によるべきこととなつていづつて、いかにも本件の集団行動が国会の権能を奪うために行われたかのように説示しているのは、きわめて奇矯の論であるというほかに、

(2) 原判決は本条例にいう「公共の安寧」ということに「社会秩序」のほかに一般公衆の日常生活の便益をも含ませ、集団行動はこれに大きな影響を及ぼしうる可能性をはらむ点でその規制が問題とされざるを得ないとし、集団行動が平常な心理状態を越えて集団的な心理のもとに大きな力を振るうに至るとし、その衝突以前に調整することにあるとし、事前規制の社会的機能は対立する利益をその衝突以前に調整することにあるとし、事前規制の中で許可制は申請を受ける禁止を解除する行政処分であり、届出制では届出により禁止が自動的に解除されるけれども、許可制では許可申請のみでは不足で官憲の許可によって初めて禁止が解除される、また、純粹に典型的な届出制は、調整手段としての機能を果し得ず不完全な制度である等というけれども、これは右大法院判決の意見よりも更に後退した発想である。また、原判決は、本条例による事前規制は物理的な力に対する必要に由来するものであつて、決して表現の自由そのものを制約することを目指すものではないともいう。しかし、表現の自由そのものの制約を旨としないからといって表現の体現者である集団行動を事前に規制することが表現の自由を制約することにならないというのは、明かに論理の飛躍である。一滴の血を流さずして肉片を切り取ることができるであろうか。

(3) 原判決は、本条例が憲法三一条に違反するとの主張に答え、「不許可処分にもかかわらず、または許可条件に違反して行われた集団行動についてと同様に、許可申請をせず、従つて許可を受けないで行われた集団行動について、これを主催し、指導しあるいは煽動する行為は「集団行動のもつ権利侵害の、危険性を除去予防するためになしうる措置を講じないで一般公衆の日常生活の便益に対する侵害および社会秩序を乱す危険を伴う行為」を「発起、推進、展開する行為」であるから、これらを「違法行為類型として定立することは現在の国民生活、特に東京都における都市生活の現実を顧るとき十分の合理的根拠のあることが首肯される。」なお、無許可集団行動で現実に全く無害なときでも、それが本条例の定める違法行為類型に該当することは当然であるが、ただこの場合には本条例五一条違反の行為は、その実質において許可申請を経由しなかつたという形式犯に殆ど接近するものとしてその違法性の量の評価において妥当にとどめなければならぬのみである、と説示して、平穩で無害な無許可集団行動までも、実質犯ななく抽象的危険犯であるとの説を展開し、現在の判例の傾向を指導し最高裁判所の判例にまで影響を及ぼしているかにみえる。この所説によれば無許可の集団行動は、単に無許可であるという一事で刑事罰に処すべき実質的違法性を帯びるのであるから、無許可集団行動の指導者や煽動者を処罰するにはきわめて都合のよい解釈であるけれども、かくては集団行動は本来的には違法な行為であり、許可(申請)によつてはじめて違法性が阻却されることとなり、その権利性が著しく稀薄化するとともに、本条例の許可制は、禁止を解除するという点で実質的にも許可制であることになつてしまうという理論的難点に加えて、前記警視總監の通達に掲げられている典型的な実務上の処理方式にすら適合せず、この処理方式は不法な救済を行うための脱法手段に墮してしまふことになる。すなわち、右通達は「無許可の集会等に対する措置として、許可申請の手続をとらなかつた集会等についてはその集会等の実態が許可申請をすれば当然に許可になるであろうもの、そうでないものがあるもので警察のとりうる措置の程度に段階的な差異を生ずる。すなわち、三条の不許可の事由に該当し、許可の申請をしても不許可になるような場合には、ただちに解散の措置をとる等、最終的措置をとつても差し支えないが、許可または条件付許可がえられないような性質のものである場合には、単に許可申請義務の違反にすぎないから、無許

とををしえ側からなる危険の除去は、  
点性をりたなれ危険の除去は、  
る申請と質は、  
い可置の失に反しない思想質的  
し動許（秩序）がこれにない禁  
と行（秩序）を招く暴行禁止  
」集（秩序）を招く暴行禁止  
ない。集（秩序）を招く暴行禁止  
は、結、式犯を論考する結果  
で、結、式犯を論考する結果  
妥説は、おる対す、それ危険  
は犯がに単の対す、それ危険  
と危険（部）の対す、それ危険  
この（部）の対す、それ危険  
と象す警いて、秩序に暴行禁止  
を抽認しなつて、大衆行為とい  
置の肯視しなつて、大衆行為とい  
の犯ては、申請の自由が、大衆  
に実と（実際）は、申請の自由  
だなる。と（実際）は、申請の自由  
ただにあつても、それが、大衆  
とと委員とが、それが、大衆  
とい理論委員とが、それが、大衆  
理由なる公となつて、それが、大衆  
可整合する公となつて、それが、大衆  
可整合する公となつて、それが、大衆

2 集団行動につき届出制をとつてい  
の集会及び行進に関する法律（四八  
行動については公告の四八時間前  
四一条一項）、更に、所管庁は、事  
ある場合には集団行動を禁止し、又  
る（一五一条一項）として、前記最  
ような届出制と実質的に同視され  
団行動を行おうとするときは、公  
の申請は本来常に無条件に許可さ  
の安寧を保持する上、直接危険を  
文）、又は、公共の安寧を保持す  
合（三三三）にのみ、右集団行動  
動の許可を取り消したり、許可条  
すべきである。そして、集団行動  
特別の事情が明らかに認められ  
といわざるを得ないけれども、そ  
記のとおり憲法上もつとも尊重さ  
の立法目的を尊重して対処しな  
も、集団行動の権利は、能動的な  
成手続に参与する手段に他なら  
会が保有している形成的ないし抑  
るよう配慮した規定であるとい  
に行われることを公安委員会が保  
るものであるといふべきである。そ  
つて、集団行動に対し必要な保  
が与えられるという側面を有する  
人の利益と共同社会の利益が侵害  
のないような措置が講ぜられる  
この点において公安委員会は、許  
の利益との衝突を調整、解消する  
するため必要不可欠の場合に、集  
になる道理である。従つて、例え  
ると、それは、まず第一に集団行  
るためのものであるべきであり、  
公共の安寧に対する阻害が排除  
そうだとすれば、本条例二条所定  
も、これは、公安委員会が集団行  
益との衝突を調整するための、必  
定であり、この規定があるがため  
れることは、立法の趣旨にそぐわ  
然生じ、かつ、緊急に集団行動を  
な情勢の下における許可申請が必  
行動の違法性の存否の問題がこ  
（原判示第四、第五の無許可集  
あるが、この場合無許可であつた

を帯びると解すべきではなく、かかる集団行動は、国民の基本的な人権尊重の建前から、原則として許容されなければならない。ただ、この場合集団行動の自由とその他の共同生活上の利益との比較衡量がなされるべきことはもち論であり、公共の安寧を保持する上に必要やむを得ない場合には、集団行動の自由が制限され、その適法性が失われるというべきであろう。

3 原判決以後の下級裁判所の判例をたどると、条例違憲論、運用違憲論、限定解釈論、具体的危険犯説、可罰的違法性論等に依拠して、処罰の範囲を限定しようとする真摯な努力が重ねられてきたのを、最高裁判所や多くの高等裁判所の判決は、次々に破棄し去つて今日に至つてい

る。本件控訴審においては一審判決以来十年余の年月を経てようやく審理判決がなされるものである以上、その間の判例のすう勢を参照するとなしに論旨に答えざることをできない。そこで、前掲(三)の昭和五〇年九月一〇日の最高裁判所大法廷事案も論旨も異なるのであるが、前掲(二)の大法官判決とは異なる。同判決に多数的意見は後にその趣旨を引用してその補足意見は、表現活動に對して法令による規制がなされる場合に、その憲法適否を判断するに当たつては、その目的が表現そのものを抑制することにあるのか、それとも当該表現に伴う行動を抑制することにあるのかを一応区別して考察する必要があるとしたうえ、規制の目的が表現そのものを抑制することにある場合には、それは、まさに、国又は地方公共団体に對して認められる好ましくない表現と然らざるものとを区別を許容することになり、いわば検閲を認めるにひとしく、違憲の判断を受けるときは、別個に考察すべきであり、行動自体の抑圧を伴う行動を抑制することにある限りは、これを直ちに違憲であるとはいえないとして、蛇行進、渦巻行進、座り込み、道路一杯を占拠するいわゆるフラスデモ等のことと異なるのである。また、他の補足意見は、表現の自由の制約の問題を考へる場合には、表現そのものと表現の態様とを区別して考へなければならぬとし、条例の濫用によつて単なる「交通秩序の維持」のために、表現そのものを抑圧するような処分が行われたならば、その処分は明らかに違憲だといわなければならないけれども、問題となつてい

る当の態様によらなくとも、他の態様によつて表現の目的を達しようる場合には、法益の権衡を考へた上で、単なる道路交通秩序のような、それほど重大でない法益を守るためにも、当の態様による表現を制約することができると解すべきであろうとする。ともに極めて示唆に富む意見であるが、問題は、集団行動において、行動を離れて表現そのものが考へられるか、表現そのものと表現の態様とが明確に区別できるかという点に帰すると思われる。表現はしばしば行動を伴うものであり、もしその行動によらなければ当の表現の目的を達成することが客観的、合理的にみて不可能なような場合には、その行動は表現そのものと考へられなければならない。これを本件についていえば、政防法案反対の意思を表明するため、その旨を表示する旗、プラカード(もつとも、その柄が兇器になるような長大なものはあらかじめ規制の要がある)、のぼり、横断幕、その他これに類する物件を携行したり、着せたりすることとか、その旨のシユプレヒコールをすること等は、表現そのものであ

るから、これをあらかじめ禁止するようない許可条件を付するのは、表現自体を否定することになり、到底許されるところでない。表現を制約しようる原理は、その条件を付することなく集団行動を許すならば、公共の安寧を保持する上に直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合、換言すれば、具体的危険性のある場合に限つて明確な基準の下に必要最小限度の事前規制を行う場合に限られるが、本件の訴因となつてい

件付許可処分は、正当な集団行動を制約し、表現の自由を侵害する危険性を多分に包蔵している。本条例の運用の実際においても、「集団示威運動」が許可される場合は、必要的最小限度を超えてむやみと多数の条件が付され、その中には実行不可な条件も含まれているのであつて、このことが一般大衆をして集団行動に参加することを遠ざける、萎縮的・抑止的作用を営むこととなるのは必至である。このよ  
うな実態から強いて目を蔽い、原判決のように「社会秩序と一般公衆の日常生活の  
便益」というようなことで事を決しようとするには大いに疑問がある。(本件  
においても許可条件の不当性につき一例をあげるならば、昭和三六年六月三日の国  
立劇場建設予定地を集合場所としB6公園を解散場所とする集会、集団行進許可書  
によれば、行進開始時刻午後三時解散時刻午後四時三〇分として参加予定人員三万  
名が所定のコース(約二〇〇〇米)を条件書の7所定の「行進隊形六列縦隊と  
し、一てい団の人員はおおむね三〇〇名として、一てい団と一てい団との距離は  
おおむね一てい団の長さを保持して整然と行進すること」は、時間的にとうてい不可  
能で(これによると一てい団の前後列の距離をかりに〇・八米とすると、一てい団の長  
さは約〇米となり、一てい団の間隔を同じにとれば約八〇米となるからこれを一〇〇  
倍(30,000/300)し、集団で約二〇〇〇米の距離を行進するための所要  
時間を信号待ち時間等を加味して約四〇分とみると、それだけで約一六〇分とな  
る。これに時間待ちをしていて行進を始めることになると最終の約二五〇分が一  
てい団が行進を終るための所要時間四〇分を加算すれば二〇〇分すなわち三時間二  
〇分となつて、条件書所定の時間の二倍以上かかる計算になる。) )、まさに不  
能の条件すなわち過重な負担を主催者、指導者、参加者に課していることになり、  
このような条件は違法無効といわざるを得ないことは明らかである。)

5 以上要するに、集団行動に対する潜在的暴徒論は国民に対する不信と恐怖に  
目がくらむあまり、集団行動が一般に暴発する可能性を認めるのであるから、必  
然的に、集団行動を一種の抽象的危険犯と観念せざるを得ないことになり、か  
くしては集団行動のあるところ、必ず法益に対する侵害の危険があり、集団行  
動は一面では権利行使であると同時に、他面では一種の違法行為であるとされ  
てしまう。原判決がいう集団行動の権利性||理と法益侵害性||病理面の同時併  
存的承認は、まさに右手で与えて左手で奪うものであつてとうてい賛同するこ  
とができない。原判決が無る許可ではあつても平穩に秩序を保つて行われる集  
団行動さえも抽象的危険性のある実質犯であるというとき、それはもはや前掲  
(二)の大法廷判決が「平穩で秩序ある集団行動まで抑圧することのないよう  
極力戒心すべきだ」という思考をも乗り越えてしまつてしまつている。ととも  
に、同判決が本条例にいう許可制は「集団行動の実施が公共の安寧を保持する  
上に直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合の外はこれを許可しなければ  
ならない(三条)。すなわち許可が義務づけられており、不許可の場合が厳格  
に制限されているのであるから、この許可制はその実質において届出制とこと  
なるところがない」と性格づけていいる点とも整合しないといわざるを得ない。

6 右の次第で、所論に即しつつ本条例の合憲性を肯定した原判決に現われたい  
くつかの問題点を指摘してきたのであるが、右の指摘によつても明らかとな  
り、本件当裁判所としては、本条例の憲法適合性についてはかなり疑問をもつて  
おり、本件の原審記録では十分な取調べがなされていないため具体的に明らか  
にされていないけれども、本条例の字面はともかく、その運用面には大いに問  
題があると考えられるところから、更に反転してそのような問題のある運用を  
生む本条例そのものの合憲性については、かなり深い疑念をもつものであるが、  
過去二十数年に及ぶ全国の公安条例に関する判例の動向や本条例に関するもの  
を含む前掲(一)(二)(三)の最高裁判所大法廷の合憲判決が定着している  
と考えられ、本条例の立法目的を前記2のように解する以上、集団行動に対  
する不許可又は条件付与は、公共の安寧の保持との対比において厳格に、限  
定されるべきであるとの解釈に立てば、結論的には当裁判所の見解も右各合  
憲判決と矛盾するものではなく、現在、別異の結論をみちびかざるをえな  
い特段の事情を見出すことのできない本件においては、やはり判例の趣旨に  
副う結論に至らざるをえない筋合である。

なお、本条例には、新潟県条例や静岡県条例のように、集団行動の開始日時  
の二四時間前までに許可書の交付がなされなかつたときは、申請どおり許可  
があつたものとみなす旨の規定を欠いているけれども、前掲東京都公安委員  
会決定によつて、同趣旨の取扱いが行われてきていること(同決定六参照)も、  
合憲解釈を支える一つの根拠と考えられる。

更に、前掲総監通達は、本条例三条一項にいう「公共の安寧を保持する上に直接

危険を及ぼすと明らかに認められる場合」の判断基準として、「当該団体の行動傾向、違法行為の実績等。」を考慮して適確になされなければならないとされているが（同通達第二の三の一の（二）の（１）参照）、これは、当該団体の思想傾向や信条等表現の自由の内容にわたらない過去の外的な行動傾向や違法行為の実績等を指すものと解されるから、一応客観的な基準となりうるし、むしろ、許否の決定や条件付与にあたっては、つとめて千篇一律をさけ、個々具体的に弾力性のある運用、例えば、悪しき実績をもつ過激派集団に対しては厳に、平穏な実績をもつ集団に対しては寛にといつた運用が望ましい。

そのほか前掲（二）の大法廷判決が一七世紀貴族出身のグスタフ・ル・ボン以来の群衆心理論が現代の目的意識的、組織的な集団行動にもそのまま妥当するかのよいうに集団行動の病理現象のみを強調した点は、観念的、非科学的であるにしても、本条例自体はその付属規程等と対照すればその合憲性を否定しなげなければならない程に不明確なものとは認められない。そして本条例にいう許可制は許可が義務づけられ不許可の場合が厳格に制限されていてその実質において届出制と異なるところがなく、条件付与についても不許可と同様の厳格な基準があると解すべきである。この許可制は、届出制における届出と受理という確認行為に加えて、例えば同じ時刻、同じ場所において大規模な二つの集団行動が企画されたような場合の調整権限及び現下の都市における道路ならびに交通の事情にかんがみ合理的明確で必要最小限度の条件を付し得る権限を公安委員会に留保する程度のことと解されるべきものと解する。

この点に関し、静岡県条例は、一条において条例の目的を掲げ、二条において条例の拡張解釈を戒める規定をおくほか、五条において「公共の安全と秩序に対して直接危険が及ぶことが明らかであると認められるときは、これを許可しななければならない。」とあるほか、六条は「第三条の規定による許可をすに当たり、公共の安全と秩序に対し直接危険が及ぶことを防止するため、次の各号に掲げる事項について条件を付することができる。」として、許可と条件付許可とに共通の絞りをかけていること、西独の前記集会及び集団行進に関する法律においても、具体的危険犯説をとりつつ、条件付与の場合につき禁止の場合と同じ基準による絞りをかけていることに注目すべきである。これら諸規定を参酌しつつ本条例を検討してみると、本条例違反罪の性質は、不許可処分を無視した集団行動の主催者、指導者、煽動者の場合であると、許可条件違反の集団行動の主催者等の場合であると、無許可の集団行動の主催者等であるとを問わず、刑事犯中の具体的危険犯であると、解される。

この点を更に補足すれば、具体的危険犯は、法文上その旨が明示されている場合もある（例えば、刑法一〇九条二項、一一〇条）が、明示がないからといって一概にそうとはいえないことは学説の指摘するところである。すなわち、例えば、刑法九六条の二の強制執行の不正免脱罪は「強制執行ヲ免ルル目的ヲ以テ財産ヲ隠匿、損壊若クハ仮装譲渡」等をした者は、とあるだけであるが、それは強制執行を受けおそれのある状態が現実に存すること（つまり具体的危険）を要するものと解されており（昭和三五年六月二四日最高裁判所判決、刑集一四卷八号一一〇三頁）、また刑法二三〇条の名誉毀損罪は「公然事実ヲ摘示シ人ノ名誉ヲ毀損シタル者ハ」とあつて、あたかも結果犯のような表現が用いられているにもかかわらず、それは現実の社会的評価の低下のみならず、またかかる低下の危険状態を作成した場合（具体的危険）をも含むものと解され（昭和一三年二月二八日大審院判決、刑集一七卷一四一頁）、更に刑法以外でも、例えば、国家公務員法一一〇条一項一七号や地方公務員法六一条四号の違法な争議行為等の遂行の「あおり」、「そそのかし」についても、それらの「違法行為発生の危険性が具体的に生じた」と認めうる状態に達したことが必要だと解されているというように（昭和四八年四月二五日最高裁判所大法廷判決、刑集二七卷四号五四七頁）、具体的危険犯はいつでも法文の形式から一見して明白になつていないわけではない。

〈要旨〉そうすると、無許可又は条件違反の集団行動であつても、ただ無許可又は条件違反ということによつて直ち〈要旨〉に違法性を帯びるものと解すべきではなく、その結果著しい、又は長時間の交通麻痺とか対立拮抗する各集団によつてもたらされるであろう混乱等、公共の安寧の保持から見て直接の危険が生ずることが明白であるときに始めて違法な集団行動といひ得るに過ぎず、かつ、かかる場合にのみ本条例五条所定の指導者らの刑事責任が問題となるに過ぎないと解すべきである。

これを本件の事案に即していうならば、本条例一条が規制の対象としている道路



が適法に定めたものであり、従つて違憲無効の法令ではないというべきである。

9 以上の次第で、原判決の集団行動観をはじめとする説示には、当裁判所の到底首肯しえないところが多々存在し、控訴趣意には傾聴に値する部分が多々存在するわけであるが、原判決が本条例は所論の憲法の条章に違反するものでないとした結論は、当裁判所も正当として肯認することができないわけではないから、この点の論旨はすべて理由がないことに帰する。

#### 第五 各控訴趣意中、その余の主張について

##### 一 被告人A1について

1 同被告人の行為は、原審相被告人A10が公務執行妨害の現行犯人として逮捕連行されるのを目撃した被告人A1が警察官に対する日頃の反感から憤激の余り、右連行を妨害するため原判示のとおりコンクリート塊を投げ付け、そのためみずからも公務執行妨害の現行犯人として逮捕される際これを免れるため逮捕官に暴行を加えたというもので、かように警察官、ことに違法行為をしたとして逮捕された者を連行している警察官に対する反感が直接の動機となつて行われた行為やこれに随伴して行われた前記暴行行為が本件大衆行動とは法律上の関連性がないことは前述のとおりであり、又、以上の連行や同被告人の逮捕に当たつた警察官が違法不当な行動に出たことは全くないことが原審で取り調べられた関係各証拠によつて明らかであり、当審における事実の取調べの結果によつても右認定は左右されないから、たとえ政防法案そのものと本件大衆行動に対する警察官の規制活動とに対する非難という点も同被告人の前記行為の遠因となつていなくても、同被告人の前記行為がその動機目的において正当性を帯びることはないといふべく、従つて、所論が指摘する法益権衡とか手段方法の相当性とか緊急行為性とかの諸点を検討するまでもなく、同被告人の原判示第二の行為につき犯罪の成立を阻却すべき事由がないといわなければならない。なお、同被告人が妨害しようとした公務すなわち前記B2巡査及びB3巡査の各公務の執行が、所論が指摘するような事情のいかんにかかわらず、適法であるといふべきことは、前記第三の一及び同第四の一において認定した事実関係に照らして、明白である。

よつて論旨は理由がない。

##### 2 量刑不当の主張について

所論にかんがみ一件記録を精査検討してみると、本件犯行の様態が現行犯人として逮捕された者を連行中の警ら自動車に群衆の中を縫つて走行している際これに鶏卵大のコンクリート塊を投げ付けたり、そのため公務執行妨害の現行犯人として逮捕される際逮捕警官の顔面を殴打したり左大腿部を蹴つたりしたもので、犯情は極めて良くなく、これにより右自動車の車体に原判示のとおり凹損が生じ、前記B3巡査が原判示のとおり傷害を負うに至つたことを考慮すると同被告人の刑責は軽くないけれども、他面、同被告人の経歴や家庭の状況など所論が指摘する諸事情をしんしゃくすれば、同被告人を懲役一〇月に処し三年間右の刑の執行を猶予した原判決の量刑は重過ぎて不当であると判断されるから、この点で原判決は破棄を免れず、論旨は理由がある。

##### 二 被告人A2、同A3、同A4及び同A5について

##### 1 集団示威運動の違法性について

原審で取り調べられた関係各証拠によると、(一) 昭和三六年五月一三日B40党とB41党との共同提案にかかるとる政防法案がB42議員外七名により衆議院に提出され、同月一五日同院法務委員会に付託され、その後同月一七日から同委員会、政防法案提案理由の説明や補足説明、政防法案についての質疑応答、参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑応答を経て政防法案についての質疑が行われている最中、B40党とB41党との共同提案にかかるとる政防法案修正案がB43議員外一名により提出され、同委員会においてはその趣旨説明を聴取した後、これと政防法案とを一括議題とし、これらについて質疑応答がなされていたところ、同年六月一日同委員会は右質疑応答の途中で、同月二日午後一〇時から理事会を開き、その後同委員会を同日午後一〇時三〇分から続行するということ散会となつたこと、被告人A2及び同A5の所属するB18、被告人A3の所属するB17、被告人A4の所属するB19はこの政防法案の成立に反対して本件大衆行動を展開し、その一環として、同月二日午前中までの時点ではB18とB17との主催にかかるとる政暴法粉碎公務員総決起大会(約五千名の者が同月二日午後一時からB44公園で集会を開き、その終了後同公園から第一会館東側道路を経てB6公園に至るまでの路上で集団行進や集団示威運動をし、更に、同日午後三時一〇分から同公園で集会を開き、その終了後同公園からjまでの



前の道路に座り込み、その付近の交通を著しく阻害し、又、前記第三の三の集団示威運動はその参加者の大部分が長時間にわたる車道にわたる交通を著しく麻痺させたものであるが、右各集団示威運動がどうして右のような態様で行われなければ効果があがらず、その目的を達成することができないう事柄は、それなかつたことが明らかであり、以上の事実に照らすと、右各集団示威運動は、それなが行われたことそれ自体は前記のとおり緊急やむを得ないものであつたと考えらるにせよ、その態様から見て、やはり違法な集団行動に当たるといわなければならない。

## 2 集団示威運動の指導について

原審で取り調べられた関係各証拠によると、被告人A2はB18の常任幹事兼組織部長としてB17と常時緊密な連絡をとつており、B17の前記緊急動員要請が決定された昭和三六年六月二日の午後〇時ころか、B18本部に詰めており、従つて右要請があつたことを十分承知した上で前記第三の二のとおりに第一会館前広場に赴いたものであると認められ、被告人A3はB17事務局次長として右緊急動員要請を決定したB17幹事会に中途から参画し、被告人A4はB19事務局次長とし威運動の計画に参画しており、従つて右被告人三名はいずれも前記第三の二の集団示威運動の計画に参与し、その中心的人物としてこれを前記第三の二のとおりに掌握指導したものであるところ、この掌握指導行為は右三名において、右集団示威運動が前記のとおり違法な集団行動に当たるとを承知した上で、自発的に、すなわち、他人からの強制や要請を受けることなく、自由な意思に基づいて行われたもので、四圍の情勢からやむなく右三名が大衆に指示を与えらるにとどまつたものではない、このとが明らかであるし、又、被告人A5はB18幹事として自発的に前記第三の三のとおりに集団示威運動を掌握指導したもので、しかもその際右集団示威運動が前記のとおり違法な集団行動に当たるとを承知していたことが明らかであるから、右被告人四名の各集団示威運動指導につき犯罪の成立を阻却すべき事由は何ら存在しないといふべく、論旨は理由がない。

## 三 被告人A6、同A7及び同A8について

原審で取り調べられた関係各証拠によると、  
1 被告人A6及び同A7が掌握指導した前記第三の四の1の集団行進並びに被告人A8が掌握指導した前記第三の五の集団示威運動は、いずれも前記のような態様、すなわち、前者については蛇行進や渦巻行進など、後者については交差点内での座り込みやフランスデモなどの態様で行われなければ効果があがらずその目的を達成することができないという事柄がその当時全くなく、しかも、かかる態様で集団行動が行われたため、交通秩序に著しい破綻が生じ、公共の安寧が阻害されるに至つたことが明らかであるから、条件違反として違法な集団行動に該当するところ、右三名がこれらを掌握指導したことについて犯罪の成立を阻却すべき事由が全くないと認められ、

2 被告人A6が掌握指導した前記第三の四の2の集団示威運動は、予定された(本条例一条本文の規定による許可を受けた)集団行進の進路から、途中で逸脱し、引き続き集団示威運動に移行したもので、実質的には条件違反集団行動と見られ得るものであるが、当日、予定進路から逸脱して前記第三の四の2のような集団示威運動をしなければならぬという事柄が全くなく、しかも、これが前述のような態様すなわち蛇行進や渦巻行進などを伴う形態で行われたため、付近の交通に著しい悪影響が出たことが明らかであるから、これは無許可集団示威運動として違法な集団行動に該当し、同被告人がこれを掌握指導したことについて犯罪の成立を阻却すべき事由が全くないと認められるから、論旨は理由がない。

## 第六 被告人A1と同A9とを除く、その余の各被告人の量刑について

職権で考えてみるに、被告人A2、同A3、同A4、同A5、同A6、同A7及び同A8に対する原判決の量刑、すなわち本件各集団行動の指導者に対する原判決の量刑は、上来詳述してきた当裁判所のデモ観に立ち、政防法案に関する国会の審議経過、強行採決につぐ強行採決の状況の下に参加者の政防法案阻止を願う気持から自然発生的に行われた集団行動を指導したものであることなどに照らすと、重過ぎて妥当でないと判断されるから、この点で原判決は破棄を免れない。

第七 以上の理由により、被告人A9については控訴趣意中その余の主張に対する判断を省略し、刑法三九七条一項、三八二条により原判決を破棄し、被告人A1については、同法三九七条一項、三八一条により原判決を破棄し、その余の各被告人については、同法三九二条二項、三九七条一項、三八一条により原判決を破棄

し、全被告人につき同法四〇〇条但書により当裁判所において更に次のとおり自判する。

一 被告人A 1について

原判決が確定した事実在原判決挙示の各法条を適用した刑期の範囲内で被告人A 1を懲役五月に処し、情状により刑法二五条一項を適用してこの裁判が確定した日から一年間右の刑の執行を猶予することとし、原審における訴訟費用を同被告人に負担させないことについて刑訴法一八一条一項但書を適用し

二 被告人A 2、同A 3、同A 4、同A 5、同A 6、同A 7及び同A 8について

それぞれ原判決が確定した事実在原判決挙示の各法条を適用し、その所定刑中いずれも罰金刑を選択し、被告人A 6の原判示第九及び第一〇の各罪は刑法四五条前段の併合罪であるから、同法四八条二項により各罪所定の罰金額を合算し、以上の被告人七名につきそれぞれ右罰金額（被告人A 6については右合算額）の範囲内で、各被告人を主文第三項記載の罰金刑に処し、この各罰金を完納することができない場合の労役場留置について同法一八条を適用し、右被告人七名についての原審（なお被告人A 8については原審のほか当審の）訴訟費用を負担させないことについて刑訴法一八一条一項但書を適用し、

三 被告人A 9について

被告人A 9に対する本件公訴事實は、被告人A 9は昭和三六年五月三十一日B 1 8、東京地評等共催による東京都千代田区B 6公園B 9堂における「政暴法粉碎青年学生総決起大会」及び右集会後国鉄東京駅B 1 1口までの集団示威運動に参加したものであるが、同日午後八時五分ころ東京都中央区B 1 2六丁目二番地先警視庁n 巡査派出所付近車道上において、前記集団示威運動に参加したB 3 5組員等百名位の梯団と共にその先頭部にあつて許可条件に違反した蛇行進を行い、これが制止に当たつた警視庁第一機動隊第二中隊巡査B 4に対し所携の木製プラカート一本を振るつて数回にわたり同巡査の頭部及び右肘部等を殴り付け、もつて同巡査の公務執行を妨害し、その際、右暴行により同巡査に対し加療約一週間を要する右肘部打撲の傷害を負わせたものであるといふのであるが、前記第三の六において説示したとおりの理由により、本件被告事件については犯罪の証明がないから、刑訴法三三六条後段により、無罪の言渡をすることとして、

主文のとおり判決をする。

（裁判長裁判官 寺尾正二 裁判官 山本卓 裁判官 田尾健二郎）